

魚津市公告第37号

「脱炭素社会形成のための再生可能エネルギー導入事業」に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和4年6月8日

魚津市長 村椿 晃

「脱炭素社会形成のための再生可能エネルギー導入事業」に係る公募型プロポーザルを実施する。

公募の実施要領及び仕様書は別添のとおりとする。

本公告に関する問い合わせ先は以下のとおりとする。

魚津市 企画部 企画政策課 未来戦略室
TEL0765-23-1133 FAX0765-23-1054
Mail planners@city.uzu.lg.jp

脱炭素社会形成のための再生可能エネルギー導入事業
公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

本市では、令和2年2月24日に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、その後、令和3年3月に今後10年間にわたる環境行政の最上位計画となる「第2次魚津市環境基本計画」を策定し、同年同月に事務事業の温室効果ガス排出量の削減に取り組むため「第4次地球温暖化防止魚津市役所実行計画」を策定した。

令和3年度には、環境省の補助事業を活用し「魚津市における再生可能エネルギー導入計画策定支援事業」を実施し、市内においては水力発電と太陽光発電のポテンシャルが高いことを定量的に示した。

同事業の結果を参考に、「脱炭素社会形成のための再生可能エネルギー導入事業（以下「本件事業」という。）」では、環境省の取り組む「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」を活用し、市内適地における小水力発電と太陽光発電の実現可能調査を行うことで、国が推進する脱炭素先行地域への登録及びゼロカーボンシティの実現に向けた再生可能エネルギー増加の取り組みを推進することを目的としている。

この要領に定める公募型プロポーザルは、本件事業を委託するにあたり広く企画提案を募集し、最も適切な者を本件事業の受託者として選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名 脱炭素社会の形成のための再生可能エネルギー導入事業

(2) 業務内容 「脱炭素社会の形成のための再生可能エネルギー導入事業仕様書」のとおり。

(3) 業務期間 契約日から令和5年2月28日（火）まで

※調査事業は第1期から第3期までを予定しており、第2期及び第3期の事業は、随意契約での継続実施を予定。（下記「業務期間参考表」参照）

(4) 委託限度額 金5,126,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 前払い金の有無 無

【業務期間参考表】

	令和4年度									令和5年度									
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
契約開始	第1期間																		
								第2期間											
										第3期間									

(参考) 各業務期間の事業内容、委託限度額等の予定

○第1期間

- ・業務期間：契約開始日から令和5年2月28日（火）まで
- ・業務内容：小水力発電：流量観測、FS調査、関係者ヒアリング
太陽光発電：FS調査、関係者ヒアリング
- ・委託限度額：5,126,000円（環境省補助事業対象）

○第2期間

- ・業務期間：令和5年3月1日（水）から3月31日（金）まで（予定）
- ・業務内容：小水力発電：流量観測、FS調査
太陽光発電：なし
- ・委託限度額：341,000円（予定）（環境省補助事業対象外 ※市単費で実施）

○第3期間

- ・業務期間：令和5年4月1日（土）から令和5年12月31日（土）まで（予定）
- ・業務内容：小水力発電：流量調査、関係者ヒアリング、基本設計
太陽光発電：なし
- ・委託限度額：6,523,000円（予定）（環境省補助事業対象）

3 参加要件

本企画提案への参加は、単独企業又は共同企業体（J V）を問わない。ただし、共同企業体の参加の場合であっても、その全ての者が次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者ではないこと。

（２）魚津市契約規則（平成 29 年魚津市規則第 4 号）第 3 条に規定する競争入札参加資格者名簿（令和 3・4 年度魚津市物品購入等入札参加資格者名簿）に提案書提出日までに登録されていること。

※登録が必要な場合は、魚津市 H P を参照のうえ、速やかに所定の手続きを終えてください。

<入札参加資格に関する担当課>

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目 10 番 1 号

魚津市役所財政課 管財・契約検査係 TEL：0765-23-1088

（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者ではないこと。

（４）魚津市税及び国税について滞納がないこと。魚津市に納税義務を有しないものにあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。

（５）役員（法人の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められるものを含む。）が魚津市暴力団排除条例（平成 24 年魚津市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団関係者でないこと。

（６）個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令遵守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。

（７）過去 5 年以内に「太陽光発電設備（高圧接続）導入に係る可能性調査」及び「小水力発電設備（1,000 k w 未満）導入に係る可能性調査」の受注実績を、それ

ぞれ 1 件以上有すること。

- (8) 「小水力発電設備導入に係る可能性調査」について、流量調査等の継続調査が必要な事項において、令和 5 年度の継続実施が可能であること。

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和 4 年 6 月 15 日 (水) 17 時 (必着)
- (2) 提出方法 別添の質問書 (様式第 7 号) により、電子メールにて提出すること。
なお、メール送信後に担当部署 (巻末に記載) まで電話連絡をすること。
- (3) 提出先 planners@city.uozu.lg.jp
- (4) 回答日 市 H P で順次回答
- (5) 回答方法 質問者名を伏せて市 H P 上で回答
※回答の内容は、本実施要領及び仕様書の修正とみなす。

5 参加表明書の作成要領

- (1) 参加表明に必要な書類 ※全て原本を 1 部提出する。
- ア 参加表明書 (様式第 1 号)
- ※支社などの委任先がある場合は、魚津市物品購入等入札参加資格申請の際に申請した受任者の氏名により提出すること。
- イ 会社概要書 (様式第 2 号)
- ウ 業務実績書 (様式第 3 号)
- エ 業務実施体制 (様式第 4 号)
- オ 実施体制図 (様式第 5 号)
- (2) 参加表明書の提出
- ア 提出期限 令和 4 年 6 月 20 日 (月) 17 時 (必着)
- イ 提出先 担当部署 (巻末に記載)
- ウ 提出方法 上記提出先まで持参又は郵送

6 企画提案書等の作成要領

(1) 企画提案に必要な書類 ※全て 10 部提出とする。

ア 企画提案書提出届 (様式第 6 号)

※支社などの委任先がある場合は、魚津市物品購入等入札参加資格申請の際に申請した受任者の氏名により提出すること。

イ 企画提案書 (様式第 6 号の 1)

A 4 サイズ 20 ページ以内とする。

※様式第 6 号の 1 を使用して、各設問に対する提案を行うこと。補足資料等については任意様式を認めるがページ数は上限を超えないこと。

ウ 参考見積書 (押印のあるもの) (任意様式)

(2) 提出先 担当部署 (巻末に記載)

(3) 提出方法 上記提出先まで持参又は郵送

(4) 提出期限 令和 4 年 7 月 1 日 (金) 17 時 (必着)

7 審査方法

プロポーザルの審査を次のとおり行い、最も評価の高い提案者を委託契約の優先交渉権者とする。

(1) 第 1 次審査 (書類審査)

参加資格要件を満たす者の中から、参加表明にかかる書類を審査し、一定基準に達し、かつ効果が期待できる業者を 3 社程度選定する。

(2) 第 2 次審査 (プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査)

第 1 次審査により選考された者に対し、企画提案書についてのプレゼンテーションを下記のとおり実施し、最も優れている提案を特定する。

① 実施予定日 令和 4 年 7 月 12 日 (火) (予定)

② プレゼンテーション内容

・プレゼンテーションの時間は 1 者あたり説明 20 分、質疑 10 分を目安とする。

※企画提案書以外の資料を用いてのプレゼンテーションは不可とする。

※詳細は参加者あてに事前通知するものとする。

(3) 審査基準及び配点

評価基準		配点
1 執行体制・実績	業務実績	10点
	実施体制	5点
	配置予定技術者が有する資格、実績	5点
2 企画提案の内容 (適格性、実現可能性)	事業の導入目的、課題及び方向性の整理	10点
	地域特性・環境特性の調査検討	10点
	設置個所、需要負荷等の調査	10点
	発電規模・設置方法等の検討	10点
	事業性評価・地域の経済・社会にもたらす効果等の整理、検討	15点
	提案の独自性及び実現可能性を高めるための工夫	15点
	事業実施スケジュール	5点
3 参考見積書の妥当性		5点
合計		100点

※ 評価する業務実績

- 過去5年以内の「太陽光発電設備（高圧接続）導入に係る可能性調査」及び「小水力発電設備（1,000kw未満）導入に係る可能性調査」の受注実績
- 上記調査事業から具体の発電設備設置に結びついた事業実績
- 現在自社で設備を保有し、運用している小水力発電及び太陽光発電事業の実績

※ 評価する資格

- 技術士（「総合技術監理部門－建設、電気電子」、「建設部門－電力土木」「電気電子部門－電気設備」）
- RCCM（電力土木部門、電気電子部門）
- エネルギー管理士

○電気主任技術者

○その他専門分野の資格および業務遂行に際し有益と認められる資格

※ 事業スケジュールに関しては、第2期及び第3期に関する事業も評価対象とする。

※ 「参考見積書の妥当性」は金額の適正さを評価するものであり、金額の低さを評価するものではない。

8 審査結果の通知

審査結果を書面により通知する。

※ 採点内容等については通知せず、結果のみを通知するものとする。

9 契約の締結

審査結果通知後、市と委託契約の優先交渉権者は契約締結に向けた協議を開始するものとする。原則として企画提案書に記載された項目を委託契約の仕様に反映するものとするが、本業務の目的達成のために必要がある場合は、協議により項目の追加、変更又は削除を行う場合がある。

委託契約の仕様を決定し、最終見積書の提出を受けて契約を締結するものとする。ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合は、審査会で次点となった提案者を委託契約候補者として協議を行う。

10 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

(2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

ウ 参考見積りの金額（消費税及び地方消費税を含む）が契約上限金額を超過した

とき。

11 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は一切認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、委託契約候補者特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (5) プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (6) 委託業務の全部もしくは主たる部分を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部に係る再委託についてあらかじめ市の承諾を得た場合はこの限りではない。

12 日程

公告	令和4年6月8日(水)
質問受付締切り	令和4年6月15日(水) 17時
参加表明書の受付	令和4年6月20日(月) 17時
企画提案書等受付締切り	令和4年7月1日(金) 17時
一次審査結果通知	令和4年7月5日(火) (予定)
審査会	令和4年7月12日(火) (予定)
二次審査結果通知	令和4年7月14日(木) (予定)
契約締結	令和4年7月15日(金) (予定)
業務開始	契約締結日の翌日
報告書提出	令和5年2月28日(火) 予定

【参考】

	令和4年度									令和5年度								
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
契約開始	← 第1期間 →																	
								↔ 第2期間 ↔										
										← 第3期間 →								

第1期 契約日から令和5年2月28日（火）

第2期 令和5年3月1日（火）から令和5年3月31日（金）（予定）

第3期 令和5年4月1日（土）から令和5年12月31日（土）（予定）

13 担当部署（提出先・問合せ先）

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂一丁目10番1号

魚津市役所 企画政策課 未来戦略室 担当 高瀬

T E L 0765-23-1133 メール planners@city.uozu.lg.jp

脱炭素社会形成のための再生可能エネルギー導入事業 仕様書

1 委託業務

脱炭素社会形成のための再生可能エネルギー導入検討業務

2 目的

本市では、令和2年2月24日に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明した。その後、令和3年3月に今後10年間にわたる環境行政で最上位計画となる「第2次魚津市環境基本計画」を策定し、同年同月に事務事業の温室効果ガス排出量の削減に取り組むため「第4次魚津市地球温暖化防止魚津市役所実行計画」を改訂した。

令和3年度には「魚津市における再生可能エネルギー等導入計画策定支援事業」を実施し、本市におけるCO2排出量と削減目標量を定量的に示した。本業務はゼロカーボンシティ達成に向けた再生可能エネルギー増加の取り組みを推進するため、本市の特徴である小水力発電と太陽光発電に関する実現可能性の調査を行い、地域の課題解決も合わせ、将来的な再エネ設備の導入につなげるものである。

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年2月28日（火）まで

※調査事業は第1期から第3期までを予定しており、第2期、第3期の事業は、随意契約での継続実施を予定している。（下記「業務期間参考表」参照）

【業務期間参考表】

	令和4年度									令和5年度											
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
契約開始	← 第1期間 →																				
								↔ 第2期間 ↔													
										← 第3期間 →											

4 仕様書の位置付け

この仕様書は、公募型プロポーザルを実施するにあたり、魚津市として最低限の要求事項を示すものである。提案を受け付けるにあたり、要求事項に対する具体的な手法、また2の目的を達成するための本仕様書には記載していない独自の提案、そして計画の実現可能性を高めるための提案を期待している。

※第2期、第3期の仕様書は、第1期事業の提案書及び調査実績を踏まえ、市と事業者が

協議し、それぞれの契約時に市が提示する。

5 業務内容

下記の業務を行うものとする。

I. 小水力発電導入検討

(1) 事業の導入目的、課題及び方向性

市が指定する有望地点における水量の妥当性の確認や、事業採算性の調査を行い、基本設計を行う。また、発電設備導入の際の課題等を整理し、事業の将来展望や方向性について、具体的な方策や脱炭素先行地域等の事例を用いながら調査を行う。

(2) 地域特性・環境特性

本市において、考慮すべき地域特性、環境特性等の調査・検討を行う。

(3) 設置個所・需要負荷等の調査

宮川放水路、荒井用水の2地点の用水路の流況を調査し、設備利用率が高くなる工夫も含め、適正な地点を選定する。

(4) 発電規模、設置方法等

発電量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調査・検討を行う。

(5) 事業性評価・地域の経済・社会にもたらす効果等

各地点について、水力発電のFS調査で事業実施の妥当性を検討する。また、運営はSPCを想定しており、本業務において、関係団体から運営体制についての意向等の情報収集を行い、取りまとめる。

脱炭素社会形成のためには長く継続できる施設とする必要があるため、さらなる事業収支の向上を図るべく課題を整理する。また、水力開発における調査・設計により妥当性を検討し、様々な地域課題の解決に向けた提案を行う。

II. 太陽光発電導入検討

(1) 事業の導入目的、課題及び方向性

太陽光発電設備導入のため、公共施設の構造、屋根耐荷重等を調査し、基本設計を行う。また、発電設備導入の際の課題等を整理し、事業の将来展望や方向性については、具体的な方策や脱炭素先行地域等の事例を用いながら調査を行う。

(2) 地域特性・環境特性

本市において、考慮すべき地域特性、環境特性等の調査・検討を行う。

(3) 設置個所、需要負荷等の調査

設置施設は、「ありそドーム」及び「魚津市給食センター」を想定している。対象施設について耐荷重等の構造条件の調査を行うことで、太陽光発電設備導入の実現可能性について確認を行う。

(4) 発電規模、設置方法等

各施設の発電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調査・検討を行う

(5) 事業性評価・地域の経済・社会にもたらす効果等

各施設の太陽光発電の導入 FS 調査で事業実施の妥当性を検討する。また、少しでも地域課題の解決と成り得る取組みとできるよう、本事業の課題を整理し、方向性を提案する。

6 打ち合わせ

業務の打ち合わせは、初回、中間（2回）及び納品時の4回以上行うこととする。

7 契約時の条件

委託契約候補者を特定後、契約時には以下の条件を付すことになるので工程表や参考見積り作成時に留意すること。

(1) 業務の実施方法

- ア 契約時の仕様書に明示されていない事項については、魚津市の指示を仰ぐこと。
- イ 本業務の履行にあたり適切な人員を配置するとともに、魚津市と適宜連絡を取りながらその意図や目的を理解した上で業務を実施すること。
- ウ 自社の社員の中から、管理技術者及び担当技術者を選任すること。

(2) 業務計画書の提出

- ア 契約締結後7日以内に業務計画書を魚津市に提出すること。
- イ 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - (ア) 業務内容
 - (イ) 業務詳細工程
 - (ウ) 業務実施体制及び組織図
 - (エ) 管理技術者、担当技術者一覧及び経歴書
- ウ 業務計画書の内容に変更が生じた場合は、速やかに魚津市に文書で提出し承認をえること。

(3) 成果品

本業務の成果品は、下記のとおりとする。

- ア 業務報告書 3部（打合せ議事録、会議等資料等の業務の経過が分かるものを含む）
- イ その他参考資料 3部（報告書に含まれない参考資料）
- ウ 上記成果品の電子データ1式（CD-R等）

(データ形式は Microsoftword 等編集可能な形式と、PDF 等閲覧用の形式の両方とする。データ形式については協議の上で決定する。)

(4) 著作権

本業務の成果品に関する権利は全て魚津市に帰属するものとする。ただし、本業務開始前に、受託事業者が所有している著作権、外部から提供されているコンテンツにかかる著作権についてはこの限りではない。

(5) 情報管理等

ア 適正管理

受託者は、その業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

イ 利用および提供の制限

受託者は、魚津市の指示又は承認があるときを除き、その業務に関して知り得た情報を業務の目的以外の目的に利用し、又は受託者以外の者へ提供してはならない。

ウ 複写、複製の禁止

受託者は、その業務を処理するために魚津市から提供された情報が記録された資料等を、魚津市の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

エ 資料等の返還

受託者は、その業務を処理するため魚津市から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに魚津市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、魚津市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

オ 遵守事項

受託者は、その業務に従事している者に対して、契約時の仕様書に記載されている事項に対して遵守させること。

カ 事故報告

受託者は、ここに定める事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに魚津市に報告し、指示に従うものとする。

(様式第1号)

脱炭素社会形成のための再生可能エネルギー導入事業に係る
公募型プロポーザル 参加表明書

魚津市長 村椿晃 へ

事業所名

代表者名

印

標記業務の公募型プロポーザルに参加します。

事業所名	
代表者	
所在地	
担当者	
電話	
Eメール	

※令和4年6月20日(月)17時までに提出して下さい(必着)。

※共同企業体での申請の場合は、代表となる企業について記載ください。

※審査の詳細については改めてご連絡します。

担当者：〒937-8555 富山県魚津市积迦堂一丁目10番1号
魚津市企画政策課未来戦略室 高瀬
TEL：0765-23-1133 FAX：0765-23-1054
Mail：planners@city.uzu.lg.jp

会 社 概 要 書

事 業 所 名		
本 社 所 在 地		
会 社 設 立 年 月		
資 本 金		
事 業 所 数		
株 式 上 場 の 有 無	あり ・ なし	
社 員 数	技 術 系	名
	事 務 系	名
	合 計	名
その他 (技術者の有資格者数)		

※共同企業体の場合は下記に構成企業名を記載してください。

※ 令和 4 年 4 月 1 日時点の情報を記入してください。

※ 共同企業体での申請の場合は、代表企業の概要を上表に記載してください。

様式第 3 号

業 務 実 績 書

事業名	発注者	業務内容	実施期間	具体の発電 設備設置の有無
			年 月～ 年 月	
<p>※ 1 参加資格となる、過去 5 年以内の「太陽光発電設備（高圧接続）導入に係る可能性調査」及び「小水力発電設備（1,000 k w 未満）導入に係る可能性調査」の受注実績については、必ずそれぞれ 1 件以上記載してください。</p> <p>※ 2 「具体の発電設備設置の有無」の欄に関しては、調査事業実施後、発注者が調査結果を参考に実際の発電設備設置に至った事例を記載してください（「有」か「無」を記載ください）。</p> <p>※ 3 ※ 1 の業務以外に「現在自社で保有し、運用している小水力発電や太陽光発電事業の実績」があれば記載してください（「発注者」や「具体の発電設備設置の有無」の欄は空欄で構いません）。</p> <p>※ 4 業務内容は、主になる業務内容を記入してください。</p> <p>※ 5 記入欄が不足する場合は、複写して作成してください。</p>				

業務実施体制

役 割	氏名、所属、役職等	実務経験年数・資格	担当する業務内容
管理技術者	氏名 生年月日 年 月 日 (歳) 所属・役職	実務経験年数 (年) 最終学歴 保有資格 ・ ・ ・	
照査技術者	氏名 生年月日 年 月 日 (歳) 所属・役職	実務経験年数 (年) 最終学歴 保有資格 ・ ・ ・	
担当技術者 (主たる技術者)	氏名 生年月日 年 月 日 (歳) 所属・役職	実務経験年数 (年) 最終学歴 保有資格 ・ ・ ・	
担当技術者	氏名 生年月日 年 月 日 (歳) 所属・役職	実務経験年数 (年) 最終学歴 保有資格 ・ ・ ・	
再委託先	再委託する業務の内容		

※配置を予定している技術者について記入すること。

※業務の一部を再委託する予定がある場合は、委託先及び業務の内容を記入すること（再委託については市の承諾が必要となるが、委託先や業務内容の承認等は優先交渉権者との協議の段階で行う）。

※記入欄が不足する場合は、複写して作成してください。

実施体制図等

事業の実施体制図

- ※ 「小水力発電」と「太陽光発電」のそれぞれの調査に関する実施体制、関係等が分かるように記載してください。
- ※ 調査事業全体の総責任者及び窓口担当がわかるように記載してください。

(様式第6号)

企 画 提 案 書 提 出 届

(企画提案者)

〒 ー

住 所

事業所名

代表者名

印

業 務 名：脱炭素社会形成のための再生可能エネルギー導入事業

履行期限：契約締結の日から令和5年2月28日まで

標記業務について、企画提案書を提出します。

令和 年 月 日

魚津市長 村 椿 晃 あて

(連絡担当者) 担当部署

氏 名

F A X

E-mail

企画提案書

1. 本事業の導入目的と課題について

○本市が水力発電設備及び太陽光発電設備を導入する目的とその際の課題について整理し、事業の将来展望や方向性について、具体的な方策や脱炭素先行地域等の事例を用いながら調査・検討方法を説明してください。

2. 本事業に関する実現可能性調査について

○調査地における水力発電設備及び太陽光発電設備導入に関し、事業化の可能性について、以下の項目別に調査・検討方法を説明してください。

(1)対象地における地域特性、環境特性について

(2)設備設置箇所の妥当性（再エネポテンシャル、施設負荷等）について

(3)設備容量（発電規模）の妥当性について

(4)事業性評価の評価項目や考え方について

3. 発電設備導入時の事業運営体制の調査検討について

○想定される事業運営体制を整理し、その際の関係者に向けたヒアリング、関与の方法、それらを踏まえた運営体制の特質整理について、調査・検討方法について説明してください。

4. 事業実施にかかるスケジュール

○事業実施スケジュール（第1期から第3期まで）について、図表を用いて説明してください。

※ 上記1～4の項目を基本とするが、「脱炭素社会形成のための再生可能エネルギー導入事業仕様書」や環境省の「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」公募要領に記載された事項を参考に、適宜項目の追加等を行うことは妨げない。

※ 実施要領の「2業務の概要」内、「業務期間参考表」記載の、第1期から第3期まで調査事業を行うことを前提に提案してください。

(様式第7号)

脱炭素社会形成のための再生可能エネルギー導入事業に係る
公募型プロポーザル 質問票

質問概要	
内容	
事業者名	
代表者	
所在地	
担当者	
電話	
Eメール	

※受付期間は令和4年6月15日(水)午後5時までです。

※受け付けた質問は、質問者名を伏せて順次市HP上で回答します。

担当者：魚津市企画政策課未来戦略室 高瀬

TEL：0765-23-1133 FAX：0765-23-1054

Eメール：planners@city.uozu.lg.jp